

鎌倉幕府要人とその周辺の蹴鞠

白
井
省
三

一、はじめに

蹴鞠に関する研究は極めて僅少である。中でも鎌倉武家政権を中心とするものは、筆者の知る限り一篇に過ぎぬ。^{〔1〕}
 蹴鞠の原型は中国に発生し、中国より直接か或は朝鮮半島を経由してかは不明であるが、日本の都に齎らされ、日本
 の蹴鞠として形成された。

鎌倉時代までは貴族並びに彼等と深い関りのあった僧侶、神官等の限られた者の間でのみ行われた為、次第に貴族
 好みの雅を尊重する高尚な内容のものとして発展した。

- 一、はじめに
- 二、鎌倉時代までの変遷
- 三、源家三代
- 四、藤原將軍および宮將軍と北条氏
- 五、むすび

鎌倉に武家政権が樹立されるまでは、専ら都でのみ行われていた為に、当時、文化とはほど遠い東国人とは無縁のものであった。第二代將軍頼家の代からは將軍をはじめ、北条氏一族に愛好者が多かつたことから、一般に考えられているより、はるかに多くの人々に愛好された。この点を都と関連付けて明らかにせんとするものである。

蹴鞠は現在極めて衰微し、極く限られた少数の人々によつて保存されている現状に鑑み、大方の理解を深めるべく注に於て蹴鞠の内容を補う試みをした。

注

(1) しうきくと読み、上代はけまり、まりこえ、くえまり等ともいつたが、又単に鞠ともいつた。

二、鎌倉時代までの変遷

蹴鞠は、わが国最古の組織的な遊戯で、その起源は明らかではないが、中国古代にその原型をみるので、中国との交通が開らけてから諸文物と共に伝來したと思われる。が、いつ如何なる経路で誰が伝えたか知られていない。信すべき資料としての最古のものは、

日本書紀卷二十四、皇極天皇三年正月朔の項に『中臣の鎌子連、人と為り忠正しくして、匡し済ふ心有り。乃ち、蘇我臣人鹿が、君臣長幼の序を失ひ、社稷を闕闊ふ權を挾むことを憤み、歴試ひて王宗の中に接りて、功名を立つべき哲主をば求む。便ち、心を中大兄に附くれども、蹴然て末だ其の幽抱を展ぶることを獲す。偶中大兄の法興寺の楓の樹の下に打毬うる侶に預りて、皮鞋の匂の隨脱け落つるを候りて、掌中に取り置ちて、恭みて奉る。⁽¹⁾』⁽²⁾とあり、

四〇七蹴鞠の逸遊は文武天皇大寶元年に始まる事には

蹴鞠之逸遊者、前庭之壯觀也。文武天皇大寶元年に此興始まりけるとかや。白砂之上、綠樹之景、二六對陳、殿翼相當、感興難盡者也、⁽³⁾

とあり、

古今著聞集の著者橘成季は大宝元年を以て蹴鞠の始まりとしているが、何を根拠としているか明らかにしていない、しかも「始まりけるとかや」とあるにより、確定的ではない。しかして、この間五十二年を遡ほる間蹴鞠の記録を見ない。よつて、日本書紀皇極天皇三年正月朔の項を以て日本蹴鞠の嚆矢とするを妥当とするものである。

これより後は、遊戯大事典しうきく（蹴鞠）第八節蹴鞠の変遷（三一四頁）によれば、『文武天皇の大宝三年五月五日、内裏に於て節会を行はせられた後、蹴鞠会を催されたことが「本朝月令」にみえてゐるが、その後はるか後代の延喜年間までこれが遊事に関する記録は全然皆無であつた。降つて延喜五年三月三十日、主上が仁寿殿に御され、殿上人及び藤原董之、坂上是則、帶刀長在原相如、帶刀榎井清郷等を召され、蹴鞠をなさしめて以来、天暦三年、同五年同じく仁寿殿において蹴鞠御会があつた。以来、朱雀、村上、冷泉、円融、花山、一条、三条、後一条、後朱雀、後冷泉、後三条の十一世、約百七十年間中絶し、その後、白河天皇の承暦四年三月十五日と鳥羽天皇の天仁二年二月二十三日とに蹴鞠会のあつたことが『水左記』並に『殿曆』に残されてゐるが、崇徳、御白河、二条、六条の四天皇の在世中また遊事されず、高倉天皇の安元二年三月四日に、眞に蹴鞠史を劃するに足る盛大なる蹴鞠御会が催さるるに至つた。⁽⁴⁾

とあり、

遊戯大事典には、この記事は日本遊戯史、第三章蹴鞠、第八節、蹴鞠の変遷（一二八頁）の記述に拠つて紹介する

とあり。遊戯研究の第一人者であった遊戯大事典の編集者故中島海は、その内容に検討を加えず日本遊戯史に有るを、そのまま載せたものであろう。筆者の研究調査と異なるところが甚だ多い。

即ち西宮記第二卷八（宴遊）

蹴鞠

延喜五二廿、御仁壽殿、召殿上人及藤原董之、坂上是則、帶刀長在原相如、帶刀榎井清郷、令蹴鞠召酒殿内膳干物給、二百六度揚不墮、召内藏絹給之、

天暦三、御同殿召殿上藏人近衛舎人等、有蹴鞠興、二百七度揚不墮、

同七年、召博雅、重光、保光、兼通、紀孝、仲秀、世忠、世診、正生、是眞、春延等五百廿度揚、爲不墮之限給
緑、

應和二四廿八、御仁壽殿侍臣蹴鞠、昌子(内カ)、親王給汗巾、十七日、御塔會、御弘徽殿、侍臣蹴鞠、中宮給疋絹、…：

とあり、

遊戯大事典及び日本遊戯史に延喜五年三月二十日とあるは、二月二十日の誤りであり、天暦三年は良いが、同じく五年とあるは、七年の誤りである。

又『以来、朱雀、村上、冷泉、円融、花山、一条、三条、後一条、後朱雀、後冷泉、後三条の十一世、約百七十年間中絶し』とあるが、前掲西宮記蹴鞠の項にみる如く、村上天皇の天暦三年、同じく七年、應和二年四月廿八日には蹴鞠の会が興されている。

又一条天皇の御代には、

御堂閥白記長保二年二月三日の条に

宇佐使宣孝朝臣、獻馬三疋、東宮有弓・鞠事、
とあり、

御一条天皇の御代には

御堂閑白記寛仁二年三月廿九日の条に

攝政被來間、中宮大夫・源大納言・左大將・新中納言等來會、翫庭前櫻花、司見花由相示、欲出按察大納言來會、
殿上人脱⁽⁸⁾十許來、於花下上鞠。⁽⁹⁾……

とあり、

攝政頼通等が、前の太上大臣道長第の桜花を賞し、その樹下で鞠を揚げたことを記している。

後朱雀天皇の御代には

古今著聞集卷第九弓箭第十三

三四五長曆二年三月野宮にて小弓の會の事に

長曆二年三月十七日、殿上人十餘人野宮へ參りたりけるに、御殿東庭に壇を敷て、小弓の會ありけり、又蹴鞠も
ありけり。⁽⁹⁾……

とあり、

断続的ではあったにしても、百七十年間も決して中絶したのではない。公式の御会は少くなかつたであろうが、その他私的に行われたことは、一条天皇の御代に記された清少納言の「枕草子」一一五段に「あそびわざは、小弓。甚。
さまあしけれど、鞠もをかし。」とあり。紫式部の「源氏物語」若菜上の条にも「大将の君は丑寅の町に人々數多して
鞠翫ばして見給ふ、……、いづら此方に、とて御消息あれば、參り給へり。若君達めく人々多かりけり、鞠持たせ給

へりや、誰々か物しつると宣ふ。⁽¹²⁾」とあり。私的には、蹴鞠が可成り行われていたことを証する。

又水左記白河天皇承暦四年三月十五日の条に

晴、今日於南庭樹下有蹴鞠事、堪能之輩多以來集⁽¹³⁾……

とあり、

⁽¹⁴⁾鞠足も数多く、且技術的にも堪能の者が多くいたことを示している。

遊戯大事典は更に『その後、白河天皇の承暦四年三月十五日と鳥羽天皇の天仁二年三月二十三日に蹴鞠御会のあつたことが「水左記」並に「殿暦」に残されてゐるが、崇徳、御白河、三条、六条の四天皇の在世中また遊事されず、高倉天皇の安元二年三月四日に、眞に蹴鞠史を劃するに足る盛大なる蹴鞠御会が催さるるに至つた。』としているが、白河天皇と鳥羽天皇の間の堀河天皇の御代には、

後二條師道記上寛治三年二月廿六日の条に

天晴、^(采)己剗許參殿、午剗許還、着冠直衣參内、朝座御飯畢、殿上人中門外揚鞠之間、鞠墜入於池、殿上人各散⁽¹⁵⁾々、主殿司漏剗間持鞠、而隨身請件鞠、弓場邊。隨身四人揚鞠⁽¹⁶⁾……

とあり、

殿上人は待賢門外で、隨身は弓場邊で鞠を揚げた。この事は、此時代には殿上人ばかりでなく、隨身クラスの者も蹴鞠を行つた事を示すものである。

同じく寛治六年三月廿日の条に

晴、參齋院、參内、女御、方、殿上人等鞠、頃之歸家⁽¹⁷⁾……

中右記七（脱漏追加）寛治七年三月十一日の条に

天晴、於高陽院中宮御方有種々御遊……次於東面有上鞠之興、中納言中将、藤中納言、權大夫、殿上人六七人許也、又若狹守行綱冠、大進盛長同、馬助俊兼布、被名加之¹⁷、……

とあり、

後二条師道記下康和元年三月一日の条に

……末剋許向九條、人々參集、先始歩弓、……次小弓、……次鞠¹⁸、
とあり、

同じく康和元年三月廿二日の条に

晴、人々群集、蹴鞠有興、驚目耳、魏文帝女妓、蹴鞠停止¹⁹、……

とあり、

師道第に入々群集して蹴鞠会があつたとあるに依り、その普及ぶりが示されている。

本朝世紀康和元年三月廿八日の条に

於内裏、有蹴鞠小弓之興。²⁰……

とあり、

堀河天皇の御代は、これ迄の歴代天皇の内で一番多く蹴鞠の事の記録が残されており、しかも前掲の条々の示すところに依れば、その普及率も高かったと思われる。にもかかわらず、遊戯大事典、日本遊戯史とともに之を脱落している。

更に崇徳天皇の御代には

台記保延三年三月十八日の条に

不出行、有鞠會、²¹

とあり、

この事も、前記の如く崇徳天皇の御代は遊事されずとされている。

次の近衛天皇の御代には

兵範記一仁平二年三月十日の条に

鳥羽殿於西對代南庭、有蹴鞠云々、²²……

とあり、

以上みる如く日本遊戯史、遊戯大事典共に多くの疎漏あり、遊戯研究の第一人者として自他共に許した遊戯大事典の編者故中島海は日本遊戯史の内容に全く検討を加える事なく登載した為、多くの誤りを犯したものと思われる。

次の高倉天皇の御代には

玉葉卷第十七承安五年四月五日の条に

今日、大夫方有蹴鞠事、當世之上手等參入、刑部卿頼輔朝臣在此中、件人無雙達者也、²³
とあり、

この当時、刑部卿頼輔朝臣は蹴鞠の名人として知られていた。

玉葉卷第二十安元二年三月四日の条に

此日、公家被奉賀太上法皇五十寶算、於東山御所南殿有此事、²⁴之由、去年雖有議定、彼皆當時御在所、依爲勝地、便被行用之、今又御所之躰、水石有便、何求外哉、加之、鳥羽殿其地太荒無、專難行、猶有省衆庶煩之悅継素莫不甘心、今度賀宴、偏康和例也、……

同じく五日の条に

……次藏人基行^{挾端取鞠}不付枝置前庭、次堪蹴鞠之侍臣九人入自西中門參上、親信朝臣、頼輔朝臣^{已上東帶、各著柳張下重、定能朝臣}、泰通朝臣、有房朝臣、雅賢朝臣^{已上直衣、揚結}撤綏卷櫻如元、維盛朝臣^{不撤綏}揚結、家光^{著革襪}時家^{不撤綏}揚結、挾端^{不已}上九人暫候庭上、依閔白相示^{上鞠}、刑部卿頼輔朝臣^{上之}、件人依此事近曾昇殿云々、先與親信朝臣暫相讓、進出取鞠、頗向御所、上之、只一足也、(後日頼輔朝臣云々)⁽²⁵⁾云、革襪上著例絹襪、又上鞠有二説、一足三足云々、今度用一足説了⁽²⁶⁾、(又傳習故入道並相成通、因之讓其子泰通朝臣云々)、鞠間無殊事、但頼輔朝臣依堪能、雖應其撰、今日頗不入其興、衆人以爲無詮^{後聞頭辨曰、刑部卿於鞠者、萬人大咲云々}、院御隨身重近、兼頼已下著布衣^{各有風流}、候東方、閔白、及余、内府隨身在西方、各取遠去鞠、授殿上人、此中、閔白隨身下鞠取鞠擲擊前樹、觀者解頤、及秉燭蹴鞠了⁽²⁶⁾、……

とあり、

高倉天皇の安元二年三月五日、後白河法皇の五十才の奉賀の儀物の一環として、正に蹴鞠史上画期的盛大な会が催された。遊戯大事典は、此日を三月四日としているが、奉賀の式は四日であったが、蹴鞠会が五日であったことは前条にみる如くであり、玉葉は五日を途中に挟んで記している為、見落し、蹴鞠会も四日にあったものと早合点したのではないか。

次いで三年後には

山槐記二治承三年三月六日の条に

去夕爲御方違行幸院御所、殿^{七條}今日御逗留有御鞠會云々、後聞、於北壺⁽²⁷⁾有此事、其間事相尋刑部卿頼輔朝臣之處、示送曰、内府^(重)、大貳^(親信)、按察^(資賢)、春宮大夫^(兼雅)、行幸間蹴鞠去六日候也、其儀主上御簾中、公卿夫^{内府}、按察使^{新宰相中將}、春宮大都督^{新宰相中將}也

参候廣廂座、少時法皇^{着御布}付衣、出御、鞠足等参候懸下之候、法皇令下立御、公卿動座、頗不審、内々御參之時、依庭狹、祇候之輩不司下之由議定了、仰若存其儀歟、又兼有其催歟、鞠足雲客雅賢少將許候、直衣冠衣一色候、頗輔^{赤抑力}着赤帷候、無沙汰候歟、法師鞠足二人^{備後}駿河、相交候、凡日志御會衆等候、百餘數兩座上候之間、其興候也、委曲可參啓候也、とあり、

これ等の条々より、高倉天皇の御代には蹴鞠が隆盛期に向っていることを示している。

又、前条に『法師鞠足二人^{備後}駿河、相交候』とあり、貴族と密接に結び付いていた法師の間にも普及していたものと思われる。しかして、これが真に盛大に赴くのは鎌倉時代に入つてからで、隆盛への下地が整つたに過ぎない。

注

(1) くえまりと読み、蹴鞠に同じ。

(2) 井坂本太郎、家永三郎^{坂本大郎、家永三郎}校注日本書紀下（岩波書店）昭和四九年、二五四頁

(3) 島田勇雄^{永積安用}校注古今著聞集（岩波書店）昭和四九年、三三三頁

(4) 中島海編、中島は明治二十七年静岡県掛川町に生まれ、大正八年東京高等師範学校卒、昭和十五年日本体育専門学校教授、昭和十七年東京高等師範学校教授、昭和二十五年東京教育大学教授、昭和二十六年死去、本書は、その遺稿を昭和三十二年二月十五日不昧堂より発行した。

(5) 酒井欣著^{初版昭和八年六月十五日（建設社）複刻版昭和五十二年二月二十八日（拓石堂）}

(6) 源高明著西宮記第二（吉川弘文館）昭和六年、五五頁

(7) 東京大学史料編纂所編纂御堂関白記上（岩波書店）昭和五二年、四八頁

(8) タ 下 一五一頁

(9) 島田勇雄^{永積安用}校注古今著聞集（岩波書店）昭和四九年、二七九頁

(10) 池田亀鑑校訂枕草子（岩波書店）昭和五四年、二五五頁

(11)

蹴鞠の鞠は、その形は繭形で大女鹿の皮で作つたものを最高とした。鞠の中には初めの頃は糠若しくは毛髪などを入れて、ふくらましたが、製法が進むに従つて鞠の中には何も入れず空洞のものを用いるようになつた。鞠の大きさは、直径、二四釐、一八釐、一二釐等あり、重量は約一三五瓦¹—一五〇瓦位であった。

春の初めはなるべく大形のものを用い、足が馴れるに従つて小形のものを用いた。鞠には白鞠と燐鞠^{ふすべ}の二種があり、燐鞠は春夏に用い、秋冬は白鞠を用いた。

- (12) 山岸徳平校注源氏物語三（岩波書店）昭和五四年、三五二頁
 (13) 史料大成刊行会編水左記（臨川書店）昭和五〇年、九六頁
 (14) 蹴鞠を行う人。

- (15) 東京大学史料編纂所編纂御二條師道記上（岩波書店）昭和五三年、二六二頁
 (16) ク 中 二三四頁

- (17) 史料大成刊行会編中右記七脫漏追加（臨川書店）昭和五〇年、二五八頁
 (18) 東京大学史料編纂所編纂御二條師道記下（岩波書店）昭和五三年、二六二頁

ク 二六八頁

- 黒板勝美編本朝世紀（吉川弘文館）昭和三九年、三〇三頁

- (20) 橋本義彦、今江広道校訂史料纂集台記第一（続群書類從完成会）昭和五一年、一〇一頁
 (21) 史料大成刊行会編兵範記一（臨川書店）昭和五〇年、一〇三頁

- 国書刊行会編玉葉第一（名著刊行会）昭和四六年、四三九頁

ク 五四四頁

(25) 蹴鞠は屋外に正方形の場を設け、八人立、六人立、四人立などの人員によつて行われるが、正式の会は八人立が普通であった。上位の者を軒^{わき}或は一の座といい師範家の立つところとされた。八人立を例にとれば、図2の如く二人宛四隅に立ち蹴る順位を定める。八番の者がまず出て行つて、中央に置かれた鞠から三歩程手前で蹲居して進み、鞠を取り、蹲居のまま三歩さがつて立つ。此時七番の者が進んで行つて中央から九十釐程の所に立つて渡鞠を受ける。八との距離は大体一、八米程になる。八は七の進む順合を見はからつて、右の足より寄り立て左の足をすらさし、また右一足を退ぞけ、次に左を一足同じ所に踏み

図1 壺の位置

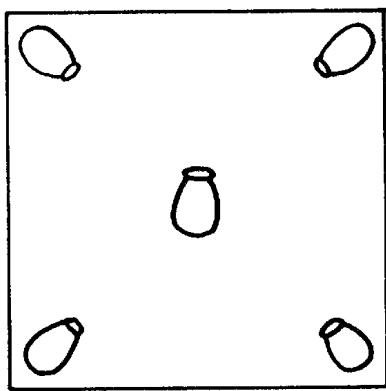
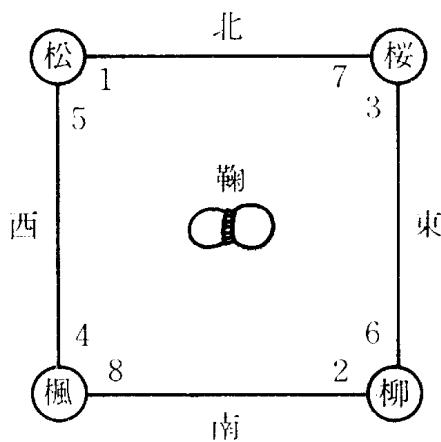


図2 蹴の庭と鞠足の位置



り除いた土を入れて固め表面に砂を撒いた。使用しない時は、砂を庭の中央に集め中高にして置き、使用に際しては、四方に

動かし、主席の方に向って一踏み踏み寄り、更に左を一足踏んで初めて鞠を蹴る。これを上鞠といつて、高さは日の高さを基準とした。上鞠は、譜代の人、堪能の人、高貴の人が勤仕することになっている。

こうして上鞠が終わると、これを受けた人、七は小さく鞠を蹴つて軒一に渡し、軒は二へ、二は三へ、といった順序で蹴渡し、最後の八は、再び軒にもどす。軒はこれを高く蹴上げて、この技を終る。これが終ると員鞠かずまりを行うのが例となっていた。員鞠は蹴上げては落し、落しては蹴上げ、連続して、数を多く上げたものを勝ちとする。

26 国書刊行会編玉葉第一(名著刊行会)昭和四六年、五五三頁

鞠場のことと、壺又は坪、鞠の庭、遊の庭、懸かかり又掛等と称した。

庭にはまず木を植えた。これを懸の木と称し、木は一本、二本、三本、四本とあつたが、図2の如く四隅に松、桜、柳、楓を植えるのを普通とした。又松のみ、或いは陰陽をかたどつて、男竹、女竹を植えたものもあつた。木の高さは約五米、下枝が立鳥帽子にかかる程度であった。木と木の間隔は小さな庭で約四・五米、中庭で約五・五米、大庭で約六・五米程であったが、中には十米を越すものもあつた。

庭の拵えは付近の建物より約五米離して正方形に造られた。一米程掘つて、瓦とかグリ石等を半分程入れ、その上に石を取

平らになるように掃いた。簾は後へ退りながら、あたかも波が浜辺に寄する如く掃くのである。降雨の後などには用意した鋸屑を庭に撒き湿気を取ることもされた。尚音響効果をあげる為、中央と四隅に三十六リットル入程の壺を図1の如く埋めた庭もあり、今日からみても立派なものであった。

(28) 史料大成刊行会編山槐記二(臨川書店) 昭和五〇年、二三八頁

三 源 家 三 代

頼朝は平家の没落を武人の公家化と看做ていたので、当時上流貴族の遊事とされていた蹴鞠には関心を示さなかつたらしく、彼に関する記録には蹴鞠の事は見られない。従つて、頼朝生存中は鎌倉での蹴鞠会の記録も見られない。記録上の東国武家の蹴鞠は、第二代將軍頼家を以て嚆矢とする。即ち、

吾妻鏡正治元年十一月十八日の条に

中将家渡御比企右衛門尉能員宅。於南庭有御鞠。北條五郎時連。比企弥四郎。富部五郎。細野四郎。大輔房源性等候之。¹

とあり

同じく十九日の条にも

早旦。於能員宅。有御鞠。人數同昨日。但若宮三位房。並僧義印等参加之。午刻還御。²

とあり、

この条より以前には蹴鞠を実際に行つたとの記録を見ない。よつて、正治元年十一月十八日に初めて東国武家の蹴鞠会が始まったとすべきであろう。しかし、これより以前、

吾妻鏡正治元年九月廿三日の条に

自日中至黄昏雨下。雷鳴數反。中將家渡御永福寺。可有御鞠之處。依雨被止訖。⁽³⁾

とあり、
此日頼家は永福寺に於て蹴鞠会を予定したが、雨の為に止められたとあり。この事は、實際には當時蹴鞠が行なわれていたことの証しとはなる。しかし、指導者らしき指導者も無く、我流で行っていたとみて、

吾妻鏡建仁元年七月六日の条に

殘暑如燒。待晚涼。於御所被始⁽⁴⁾百日御鞠。是左金吾多年雖令好當道給。依末令知其奧旨給。北面等中此藝達者一人可被下之由。令申請仙洞給處。可被差下便宜仁之由。勅許之間。於携之輩。累調練功。爲交上足也。申尅。人々參進。左金吾令立給。北條五郎時連主。少將法眼觀清。富部五郎。大輔房源性。比企弥四郎。肥多八郎宗直等候之。金持右衛門尉。申計。江馬四郎殿。同太郎主。民部兼行光已下候見證。⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾

とあり、

頼家は多年鞠道に励んだが容易に熟達しないので、此道の達人の派遣方を後鳥羽上皇に請たところ、勅許されたので、上足を交えて行い得るよう、百日鞠を催して、同好の者共々調練を累ねた。此日、北条義時、北条泰時も見證^(けんしよ)として加わった。

後述の如く後鳥羽上皇の仰せによつて、蹴鞠の高足紀内所行景が建仁元年九月七日に鎌倉の大江廣元の亭に到着し、九日頼家は正式に行景を鞠の師としたと吾妻鏡は記している。これより鎌倉に於ても本格的蹴鞠が行われることとなつた。

吾妻鏡建仁元年九月七日の条に

紀内所行景鞠足。依上皇仰下著。蓋是左金吾依被申請也。今日到着于大膳大夫広元朝臣亭。⁽⁸⁾ 同じく九日の条に

被仰云。爲蹴鞠師範。召請之處。適迎重陽日。始遂對面。故猶前庭以籬菊浮盃。永可契萬年者。⁽⁹⁾

同じく十一日の条に

……行景參署之後。始有御鞠。左金吾令立給。北條五郎時連。紀内行景。富部五郎。比企弥四郎。肥田八郎宗直⁽¹⁰⁾已上。大輔房涼性。加賀房義印⁽¹¹⁾已上等。身ノ衣。等參候。

とあり、

建仁元年九月十一日に紀内所行景を師範に迎えてから、初めて頼家以下側近の士は、都風の本格的鞠を始めた。これより後、彼等は政務を抛つ程、蹴鞠に熱中した。

同じく廿日の条によれば

御所御鞠也。凡此間。拋政務。連日被専此藝。人皆赴當道。北條五郎已下參集。但各不着布衣。今日員七百所被揚之也。今夜及深更。如月星之物自天降。人以莫不恠之。⁽¹²⁾

とあり、

「人皆赴當道」とあり、頼家以下の側近の者ばかりでなく、御家人を初めとして多くの人々が蹴鞠を始めたことが知られる。

更に廿二日の条によれば

又御鞠會。人數同前。今日人々多以候見證。其中江馬太郎殿⁽¹³⁾泰時。密々被談于中野五郎能成云。蹴鞠者幽玄藝也。被賞翫之條所庶幾也。但去八月大風。鶴岳宮門顛倒。國土愁飢饉。此時態以自京都被召下放遊輩。而去廿日變

異。非常途之儀。尤被警思食。被尋仰司天等。非異變者。可及如此御沙汰歟。且幕下御在世建久年中。百ヶ日之間。毎日可有御濱出之由。固被定之處。天變出現之由。資允朝臣勘申之間。依御謹慎。止其儀。被始世上無爲御祈禱。今次第如何。貴客者昵近仁也。以事次益諷諫申哉云云。能成雖有甘心氣。不能發言云云。⁽¹²⁾

とあり、

北条泰時は、連日に渡る熱中振りに心配して、八月十一日の暴風雨の為、鶴岳宮寺の廻廊、八足門已下、所々の仏閣塔廟顛倒し、およそ万家に一宇も全き所なく、更に下総に大津波あり、越えて廿三日にも同じく暴風あり、五穀を損亡し、庫倉において一物も納れずといった状態、および頼朝在世中の建久年中に百ヶ日間毎日由比浜に出ることを固く定めた。ところが、資允朝臣が天変があるから中止するよう申し上げたところ、頼朝公は、世の中の為御祈禱をされたことなどを挙げ、しかるに、かかる時京都より放遊の輩を召し下された。更に廿日には深更に、月星の如き物が天より降った。常途の儀ではない。貴客は頼家公と昵懇の仁である。諷諫するようにと中野五郎能成にいったが、相手は将軍家ではあり、頼家の性格を知悉していたため、彼は無駄と思つたのか、恐れたのか、遂に諫言に及ばなかつた。

吾妻鏡建仁二年正月廿九日の條に

於掃部入道亀谷宅。可有御鞠之由。兼被定之間。殊被結構。金吾欲有出御之處。尼御臺所以行光被申云。故仁田入道上西者。源氏遺老。武家要湏也。而去十四日卒去。未及廿日。御興遊。定貽人之誇歟。不可然云云。金吾。於蹴鞠者不論機嫌之由。雖令申給。終以令抑留給⁽¹³⁾云云。

とあり、

頼家は、兼て定められていた掃部入道中原親能の亀谷宅の蹴鞠会に出向うとして、母政子に、源家の遺老である源

義家の孫新田重義上西入道が死亡して廿日にも満ない内に蹴鞠などに興すれば、定めて人の誹りを招くであろうと二階堂行光を使として戒められ、やっと抑留した。

これ等の条の語る如く、頼家が源家の嫡々として生れ、世間知らずであつたにせよ、異常な迄の蹴鞠への執心には驚嘆の他ない。これより後も建仁三年七月廿日発病まで、鞠に溺れ、連日、隔日、朝夙夕の三回、終日、遂に夜になつて小鞠で勝負した等が吾妻鏡の条々に見られ、將軍在職中鞠に明け暮れたのではないかと思われる程である。

では、その技倅は、どの程度であつたかだが、

吾妻鏡建仁二年四月廿七日の条に

有御鞠。人數如例。秉燭之程。左金吾召寄小鞠。令揚數百廿給。行景傍奉見。得天骨給之由。頻以感申之。¹⁴
とあり、

小鞠で百廿を揚げ、紀内所行景をして『得天骨給之由。頻以感申之』たとあり、心、行、体ともに可成り見事であつたと推測される。

しかして、頼家の蹴鞠会最後の記録は発病二日前の
吾妻鏡建仁三年七月十八日の条に

御所御鞠也。¹⁵ 今日以後、北條五郎時房。紀内行景。富部五郎。比企弥四郎。肥田八郎。源性。義印等參。

とあり、

鞠師範紀内所行景は最後迄常に行を共にし、そして
吾妻鏡建仁三年九月十二日の条に

知康。行景等可上洛之由。被仰下。仍為廣元朝臣沙汰。今曉各令歸洛云云。¹⁶

とあり、

行景は頼家が九月七日に出家し、十日実朝が將軍に決定すると、その二日後には早々と大江広元の計いで帰洛した。

第二代將軍頼家は歴代將軍中最も蹴鞠を愛好した。従つて、幕府をはじめ御家人達も自宅に鞠の庭を設け、蹴鞠の会を興したり、練磨に励んだりした。前掲吾妻鏡正治元年十一月十八日の条に、比企右衛門尉能員宅の南庭において鞠の会ありとあり、同じく前掲吾妻鏡建仁二年正月廿九日の条に、掃部入道龜谷宅に於て鞠の会あり、とあり、

吾妻鏡建仁三年正月二日の条には

……其後。將軍家御行始隼人入道宅。於此所有御鞠始。伯耆少将。北條五郎。六位進。富部五郎。比企弥四郎。

細野兵衛尉已上⁽¹⁷⁾布衣。等參會。今夜御逗留。

とあり、

上級御家人の宅には各々蹴鞠の庭が設けられていたことが知られる。

又吾妻鏡建仁二年二月廿七日の条には

鶴岳別當阿闍梨招請鞠足等響應。是依左金吾内々仰如此。被賞翫行景之餘也。及晚可見鞠之由。坊主所望之間。各進懸下。數三百之後退散。⁽¹⁸⁾

とあり、

御家人宅ばかりでなく、鶴岳八幡宮別當坊にも蹴鞠の庭が設けられていたので、当然鶴岳八幡に奉仕する上級者達の間では蹴鞠が行なわれていたと思われる。又、前掲正治元年八月廿三日の条に『中將家。渡御永福寺。可有御鞠之處。依雨被止訖』とあり、永福寺には早くより鞠の壺が存在していた。

吾妻鏡建仁三年五月廿九日の条に

雖為御留守之程。隼人道招請紀内所行景。富部五郎。源性。義印等。有鞠會⁽¹⁹⁾。とあり、

頼家が伊豆国での狩獵の為留守にもかかわらず、同好者相集い行景を招いて蹴鞠会を催すほど蹴鞠が愛好されていた。

第三代將軍實朝の代は先ず最初の記録としては

吾妻鏡元久二年三月一日の条に

將軍家渡御壽福寺方丈。并若宮別當坊、或談法文。或令蹴鞠給云云。親廣。季時以下供奉云云。

とあり、

実朝、若宮別當坊に赴き蹴鞠を覗ばしめたもうとあり。この日の条を以て蹴鞠の初見とする。この時実朝は漸く十四才、いまだ覗ぶ程度の未熟さであったであろう。

次いで吾妻鏡建暦二年三月一日の条に

可有旬御鞠之由。今日依被仰出。及鎮西沙汰。人々不顧藝之堪否。成競望云云。武州為奉行。破清撰人數⁽²²⁾云云。

とあり、

句鞠の沙汰に『及鎮西沙汰』とあり、又『不顧藝之堪否。成競望云云』とあり、鎮西に及ぶまで沙汰し、人々芸の堪否を顧ず競望を成したことは、當時蹴鞠が可成全国的に普及し、且幕府主催の蹴鞠会が權威あるものであつたことを物語るものである。

同じく三月六日の条に

幕府御鞠始也。將軍家御布衣。令立給。武州時房。匠作泰時。重胤。朝盛。朝直以下候之。²³⁾
とあり。

幕府の鞠始めに実朝も鞠を興したことが記されている。此日北条時房、泰時も鞠をしている。

吾妻鏡建暦三年九月廿六日の條に

……當代者。以歌鞠爲業。武藝似廢。以女性爲宗。勇士如無之。²⁴⁾

とあり、

畠山重忠の末子阿闍梨重慶、謀叛を企て、長沼五郎宗政、重慶生虜の仰せを受けたが、これが首を斬り、持参し、反つて勘氣を蒙ったのを怒つて『當代。以歌鞠爲業。武藝似廢。以女性爲宗。勇士如無之』と言つたのであるが、例へ武辺者の宗政の言としても、実朝の歌鞠両道に対する姿勢を窺うことが出来る。実朝が第一級の歌人であったことは、広く人の知るところであるが、鞠に於ても優れ、愛好したものと思われる。又多くの人々が歌鞠両道に赴いたことも知られる。

吾妻鏡建保二年二月十日の條には

今日。坊門新黃門忠信。使者自京都參著。被送進蹴鞠書一卷。彼卿去年十二月二日。被聽紫革襪。²⁵⁾ 宗長等朝臣。
同之云云。將軍家。賞翫諸道給中殊叶御意者。歌鞠之兩藝也。²⁶⁾
とあり、

実朝が諸道の中で殊に御意に叶ふは歌鞠之両芸で在とし、吾妻鏡の筆者も實朝が歌鞠の両道を特に愛好したと記している。

愚管抄卷第六順徳によれば

八條院三母三位殿ト云シ人、母ノ方ノ御ムツビニテ、院中第一ノ者ニテ候シカバ、女院ヨリ養立ラレマイラセテ
 フイタチタリシ人ノ、同年ノ冬、ゴロ、世ニモガサト云病ヲヨリタリシヲ、大事ニハヅライテ十一月十一日ニウセ給
 ニケリ、師尹モカクウセラレタリケル、ヨレマデモ似タル事也。家ニ皇子誕生十月十日アリテ、世ノヨロコビ又家
 ノヲユルニテ有シカバ、「一定我ハ死ナンズ。アヤシナガラ此ホドノ身ニナリ居タレバ、憂喜集門ト云事我身ニア
 タレリ」ト、死ナントテノ前日イハレケリ。カ、ル事出キテ左大臣闕アリケレバ、内大臣實朝思ノゴトク右大臣三
 ナサレニケリ。サテ京ヘハノボラデ、コノ大將ノ拝賀ヲモ関東鎌倉ニイハイマイラセタルニ、大臣ノ拝賀又イミジ
 クモテナシ、建保七年正月廿八日甲午トゲントテ、京ヨリ公卿五人檜榔ノ車グシツ、クダリ集リケリ。五人ハ

大納言忠信

内大臣信清息

中納言實氏

東宮大夫公経息

宰相中将國通

故泰通大納言息、朝政舊妻夫也

正三位光盛

頼盛大納言息

刑部卿三位宗長

蹴鞠之料ニ本下向云々。⁽²⁷⁾

とあり、

実朝の右大臣昇任の祝賀使として五人の公卿が鎌倉に派遣された内に、実朝の鞠の衆として刑部卿三位宗長が含まれていたことを記している。宗長は前掲吾妻鏡建保三年二月十日の条にみる如く、紫革襪を許るされた蹴鞠名譽の人である。ところが、

吾妻鏡建保七年正月廿七日の条によれば

……今日將軍家右大臣爲拝賀。御參鶴岳八幡宮。西刻御出

行列

⋮⋮⋮

次公卿

新大納言忠信前駆五人随身左衛門督實氏子隨身四人宰相中将國道子隨身四人

八條三位光盛

刑部卿三位宗長各並車28

とあり、

愚管抄と吾妻鏡では、月日に一日の違いはあるが、どちらも同じ五人の氏名を記している。しかし、この日実朝は公暁に殺害されてしまったので、実際に宗長から蹴鞠の指導を受ける機会は無かった。

源家三代中第一代頼朝は幕府創設に忙がしく、又、鎌倉武士の公家化を嫌ったので、当代貴族必須の教養とされた蹴鞠両道には関心を示さなかつた。第二代頼家は

吾妻鏡建久元年四月十一日の条に

若君始射小笠懸給。行平參上。……三度射訖。下御。其藝稟性於天給之由。諸人感申之云云。……

とあり、

同じく建久四年五月十六日の条に

富士野御狩之間。將軍家督若君始令射鹿給「候」。愛甲三郎季隆本自存物達故實之上。折節候近々。殊勝追合之間。忽有此飲羽云云。尤可及優賞之由。將軍家以大友左近將監能直。内々被感仰季隆云云。²⁹

とあり、

建久元年四月十一日に頼家が小笠懸を射た時は、下河辺庄司行平が弓術の師として控えていたとはいえ、僅十二才の年少に過ぎぬのに、人々をして天性の素質と感嘆せしめている。又、建久四年五月十六日の富士野の狩で鹿を射た時も、やや長ずるとは云へ十四才に過ぎない。之等から見る限り、臂力にも秀で、射術も賞讃に値するものである。頼朝も喜びの余り、これを政子に報告しているのを見ても理解されるであろう。

吾妻鏡は、頼家二十三才の建仁三年三月一日の急病まで、彼の病氣の事を記していない。してみると、元来頑健でしかもスポーツ型であったと思われる。従つて蹴鞠に於ても前掲建仁二年四月廿七日の条に見る如く、上足の部類であつたと思われ、之を好んだことも理解される。がしかし、彼が発病し失脚する前の連日に渡る蹴鞠会の異常さは、単に源家の嫡々として育つた、我儘、自制心の無さと、丈では理解し難い。何か他の意図的なものを感ずるのである。

吾妻鏡建久四年五月二十二日の条に

若君令獲鹿給事。將軍家御自愛餘。被差進梶原平二左衛門尉景高於鎌倉。令賀申御臺所御方給。景高馳參。以女房申入之處。敢不及御感。御使還失面目。爲武將之嫡嗣。獲原野鹿鳥強不足爲希有。楚忽專使。頗有其煩歎者。景高歸參富士野。今日申此趣云云。⁽³¹⁾

とあり、

政子は頼朝が頼家の武勇を喜こんで報告したのに、そんな事は『武將之嫡嗣：強不足爲希有』として、賞詞を与えたかった程で、目頃厳しく育てたと思われるからである。

さて第三代実朝は、何故歌翰に没倒したか、勿論彼の王朝趣味の上に、歌道の天分に恵まれていたことにも依る

が、征夷大將軍とは名ばかりの傀儡で単なる飾り者にしか過ぎない自身の不満を官位や、歌鞠に求めたであろうことは容易に理解される。

注

(1) 黒板勝美編吾妻鏡第二（吉川弘文館）昭和四九年、五六三頁

ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク

五六〇頁

(4) 某月某日鞠を始めて、百日の鞠会を催すことで、最後の百日目は初めには定まつていなかつた。

(5) 鞠の上手。高足ともいつた。

(6) 黒板勝美編吾妻鏡第二（吉川弘文館）昭和四九年、五八九頁

鞠足の行動や鞠の状態を監視する役目。

(7) 黒板勝美編吾妻鏡第二（吉川弘文館）昭和四九年、五九〇頁

五九一頁

五九四頁
五九六頁
六〇三頁
六〇七頁
六〇〇頁
五九四頁
六〇二頁

21 22 23 24 25

ク

六二四頁

鎌倉時代、幕府で毎年正月に鞠始があつてから月々に上、中、下旬ごとの旬鞠奉行を定めて蹴鞠の会を催した。

黒板勝美編吾妻鏡第二（吉川弘文館）昭和四九年、六六三頁

六六三頁

七〇三頁

26 27 28 29 30

ク

縷は鞆とも書き足袋の一種で沓の下履きとして用いられた。紫革及錦革の襪は貴人又は鞠道諸代の人限り勅許により許るされるのであって、地下の輩はこの色を用いることを禁じられた。

群書類從第十九輯第三五三蹴鞠部上、御鳥羽院御記、承元五年閏正月の條（三九〇頁）に依れば

着沓襪様

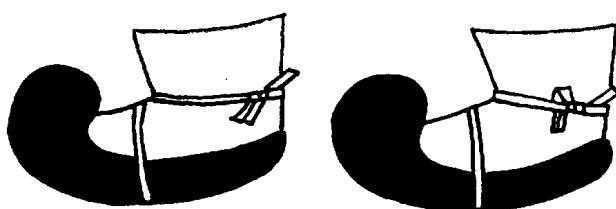
具足するところは便宜の閑所なるべし。内々の會などにて。無骨ならずば。庭にても閑所の方にむきて、ひきかくして結べし。

わろくしなせば無禮に見えてわろき事あり。縷のきはなどにつめよりてうしろむくはくるしからず縷のきはなれば簾中より見えずかたはらの人もみずよし。説をたのみて尾籠の事出来ことあり、よくよく斟酌すべし。着する次第。先右の轆沓。次左の縷沓。そののち結緒の正中を沓の下にあてゝ。足のくびによせて一むすびして。右まとひにひきつめくねぢて。四五反但人によるべし。口伝あり。まとひてひきまはして。内のかた一むすびして。かたわなにこれをむすぶ。わなは種のかた後よりみゆる程にあまりあるをばめどりはにあはせて。したよりうへわなにはさみて。すゑをばまぐるなり。みじかきをば一むすびして。わなばかりにして。さてありく足は。人にめさするも我着するも。次第はさきにいふがごとし。

結緒は鞠のかろくおもきによりて。つよくよはく結事あり。鞠庭のほかへゆくべき也。

我朝亦

後白河太上皇專雖興隆我道。而未所定之式方。今賢名不及和漢之二君。愚意只守思齊之一言。染彼餘風好而有日。然間業受于家。名顯于國之輩。推獻高稱之表。誤得長老之號。今定裁鞆之色々。示蹴鞆之人々。永守法式。忽違犯矣。



とあり。御鳥羽上皇が蹴鞠裁縫の法式を定められ、これまで兎角不統一であつたものが整理された。縫については紫革、錦革を着するには勅許を要する事となつた。

黒板勝美編吾妻鏡第二（吉川弘文館）昭和四九年、七一〇頁

岡見正雄
赤松俊秀
柱注恩管抄（岩波書店）昭和四九年、三一〇頁、三二二頁

黒板勝美編吾妻鏡第二（吉川弘文館）昭和四九年、七四七頁、七五〇頁

〔26〕〔27〕〔28〕〔29〕〔30〕〔31〕

ク

ク

四八九頁、四九〇頁

三七八頁

四 藤原將軍および宮將軍と北条氏

第四代將軍藤原頼経と蹴鞠の関りは、

吾妻鏡寛喜元年十月二十六日の條に

將軍家爲御覽蹴鞠。渡御永福寺。御布衣。御輿也。路次御剣佐原三郎左衛門尉持之。寺門内者。駿河前司義村所役也。供奉人爲立烏帽子直垂。小山五郎以下携此藝之輩者著布衣。是相州點紅葉林間。被申子細。殊以有結構之儀。子息三郎入道眞昭今更被召出。源式部大夫等相候之間。御鞠之後。有當座和歌御會¹云々。
とあり、

この条を以て初見とする。この日鞠を御覽とあり、庭には立っていない。

同じく寛喜三年九月廿五日の條に

於御所。有御鞠。相模四郎。同三郎入道。周防前司。小山五郎右衛門尉。肥田八郎。備中法橋定尊等候其庭云

云。⁽²⁾

とあり、

將軍頼経は蹴鞠の庭に立つたとは記されていない。尤も頼経はこの時十四才であり、大人達と共に鞠をする程の技術が無かつたものと思われる。

執權義時の代は蹴鞠の記録なく、泰時は前掲建暦二年三月六日の条に「幕府御鞠始也。將軍家御布衣。令立給。武

州時房。匠作泰時。重胤。朝盛。朝直以下候之。」とあり、鞠をしたことが記されている。

又吾妻鏡寛喜元年十月二十四日の条に

相州獻新鞠并鞋等於武州云云。⁽³⁾

とあり、

時房が泰時に鞠並鞋等を献じたと記しているので、泰時が鞠庭に立つた事は間違ない。時房については

吾妻鏡建保六年五月四日の条に

相州自京都下著給。三品御上洛之時被扈從。而去月十五日雖出京給。爲參仙洞御鞠。被逗留云云。⁽⁴⁾

とあり、

二月四日上洛の政子に扈從せる北条時房は、仙洞の御鞠に参るため逗留したとあり、同じく五月五日の条には

乙亥。晴、相州依召被參御所。洛中事被尋仰之。相州。被申云。先去月八日。梅宮祭之時。御鞠有拝見志之由。内々申之間。臨幸件宮。右大將半部車。具被刷顯官之威儀。是皆下官見物之故也云云。同十四日。初參御鞠庭。著布衣。頭文紗狩衣。伴愚息二郎時村。二藍布狩。公卿候簣子。上皇上御簾觀覽之。同十五日。十六日以後。連々參入。當道頗

白指貫

得其骨之由。觀感及數度。院中出仕不知案内之旨。示合之間。尾張中將清親坊門内。^内 每事扶持。生涯争忘其芳志哉
云云。⁽⁵⁾

とあり、

時房は、予め去月八日梅宮祭の時、御鳥羽上皇の御鞠会を拝見したき由を内々に申し入れていたので、件の宮へ臨幸せられた。同十四日初めて御鞠の庭へ参り、上皇の觀覽に供した。同十五、十六日以後連々参入し、当道の真髓を得ていると觀感數度に及んだ。とあるにより、蹴鞠について古今無雙と言われた後鳥羽上皇から賞詞を得た程の上足であった、が蹴鞠最高位を示す紫革襪は許されなかつたところをみると、東男としては良くやるといつた賞詞とも受け取れる。何れにせよ東国武人で、これ程の賞詞を得た者は他に類を見ない。但し、之は彼の一方的報告であり、何割引かせねばならぬかも知れぬ。

次の執権経時には鞠の記録全く無く、第五代將軍藤原頼嗣の代には、寛元四年三月二十三日に時頼執権職に就き、数多くの蹴鞠の記録が吾妻鏡に載せられている。

吾妻鏡宝治三年九月九日の条に

鶴岡八幡宮寺神事如例。……今日。難波少将宗教朝臣獻大鞠二一燐。并轆一足各付松枝。納長櫃。 於左親衛。是當時依令賞観鞠給也。⁽⁵⁾

とあり、

『於左親衛。是當時依令賞観給也。』とあり、時頼が鞠を賞観するので鞠道の宗家難波少将宗教朝臣が鞠と轆一足を献上した。この事は時頼の鞠好を充分証し得る。

同じく九月二十六日の条に

於鶴岡別當法印雪下本坊有鞠會。上鞠熊王云山柄子。

とあり、

熊王は頼家の鞠師範、紀内所行景の子とあり、行景の子息が鎌倉にあつて後述の如く鞠衆となつていた。

同じく十一月十三日の条に

左親衛招請難波少將羽林。令對面給。蹴鞠事。可爲門弟之由。及御約諾云云。

とあり、

時頼は遂に鞠道の宗家難波少將宗教朝臣に弟子入りした。

同じく十一月十六日の条に

難波少將^{香狩衣}持參一卷書^{鞠秘}。於左親衛御方。依有御所望也。親衛^{浅黃}直垂。令相逢給。覽彼書。羽林讀中。未及半卷之貳。親衛起座。自收金作劍^{長伏輪}納錦袋。令授羽林給。⁽⁸⁾

とあり、

時頼は難波宗教朝臣より鞠の秘書を献上せられ、喜こんで黄金作の剣を受けた。

吉妻鏡建長二年三月廿六日の条に

將軍家。於旅御所有御遊宴等。先可覽射的之由。被仰之間。不及被催小侍所。於當座。相州計撰供奉人中。直召仰。……被注申人數間。爲秋田城介義景奉行。已一點催人々。午下魁。教定朝臣以下參進。以武藤左衛門尉。左近入道。上鞠事。有御問答于教定朝臣。可爲兼教朝臣上鞠役云云。其後。大夫雅有十歲。置御鞠於懸中。教定朝臣。計立其衆。算役。塩飽左近大夫信貞。後藤左衛門尉說尚申計。是相州仰云云。依無尊仁也。

御的射手

一 番	遠江太郎清時	城次郎頼景
二 番	遠江六郎左衛門尉時連	小笠原余一長隆
三 番	寺嶋小次郎時村	薩摩九郎祐朝
四 番	上野十郎朝村	加地五郎次郎章経
五 番	武田五郎七郎政平	土肥四郎實綱
御 鞠 衆	尾張少将清基朝臣	
見 譲	兵衛佐忠時	二条少将兼教朝臣
奥 州	陸奥掃部助實時 _{已上} 布衣	大夫雅有
前右馬権頭	行 久	熊王丸
刑部大夫入道々成	資能 _{葛袴} _{已上直垂}	仁俊 _{等身衣}
後藤佐渡前司基綱	相 州	行 信
とあり、	秋田城介義景	
『將軍家。於旅御所』とあるは、前日の二十五日の條に將軍頼嗣御方違の為、供人を具して時頼亭に入御したこと	信濃民部大夫入道行成 ⁹	

を「旅御所」と言っており、翌二十六日時頼亭において蹴鞠会等が催された。鞠衆の中に僅か十歳の二條雅有の名が見られるが、雅有は鞠道名譽の家の者の為鞠衆に入っていたのであろう。雅有は鞠を懸の中央に置いた丈で揚げてはない。又時頼は見證に廻っている。これは接待の主役であつたからと思われる。

建長四年二月廿日執權時頼は頼嗣を廃し宮將軍を迎えるべく、引付衆二階堂行方、武藤景頼を京都に派遣し、了承を得た。その結果、三月三十日に頼嗣は幕府を出、四月三日には帰洛した。四月一日には十一才の宗尊親王が第六代將軍として鎌倉に着いた。これより宗尊親王の代となるが、最初の蹴鞠の記として

吾妻鏡は建長四年四月十七日の条に

於御所有御鞠始之儀。人數。

上御門宰相中將顕方

右馬助親家

二條中將兼教朝臣上鞠

相模守

右馬權頭政村朝臣

陸奥掃部助實時

城九郎泰盛

上野十郎朝村

工藤二郎左衛門尉光泰

所右衛門尉行久

瀧口兵衛尉行信

東中務少輔胤重

三村左衛門尉時親申算。以三百爲數。¹⁰

とあり、

時頼は鞠に加わっているが新將軍は若年の為か加わっていない。又、北条氏一門は時頼を初め、政村、実時、等多く参加している。

同じく四月廿四日の条に

天晴。御鞠也。將軍家出御。土御門宰相中将上簾。其後人々列立。光泰進出懸中央。突右膝置御鞠。

離波刑部卿上鞠
一足

土御門宰相中将布衣

二條少将兼教朝臣上鞠
布衣

相州同錦革鞞

右馬権頭上鞠
同

武藏守同

出羽前司行義同

紀瀧口行宣同

此 外

結城上野三郎兵衛尉廣綱

下野法橋仁俊

小山出羽前司長村布衣

城九郎泰盛同

工藤三郎左衛門尉光泰

數三百。三村左衛門尉計申之。尾張前司。秋田城介義景。前太宰少貳爲佐已上白
直垂。見證。及晚事訖。⁽¹⁾

とあり、

時頼は、此日錦革鞞にて鞠の庭に立っている。貴人として勅許されたのであろう。又北条氏一門では政村、朝直も参加している。將軍は出御して覽られた丈と思われる。上鞠は難波宗教朝臣が勤めている。

吾妻鏡建長五年三月十八日の条に

晩景。御所御鞠始。其衆。式部大夫時弘。掃部助實時。越後五郎時家。遠江次郎時通。遠江六郎教時。右馬助親家。壹岐前司泰綱。下野四郎景綱。城九郎泰盛等也。⁽²⁾
とあり、

前二条と比べると顔振れが可成異っているが、北条氏一門が多く見られる。

吾妻鏡正嘉元年四月九日の條に

晴、申慰。御所御鞠也。露拂⁽¹³⁾已後。將軍家御布衣。令立御。下野前司泰綱付燻鞠於鷄冠木枝進之。行忠人道付之。但内々被解之。内藏權頭親家置之。源中納言。布衣。難波刑部卿。布衣。上鞠一足。中務大輔教時。同。遠江七郎時基同。内藏權頭親家。同。出羽前司行義。同。下野前司泰綱。此外

二條三位。布衣。遠江太郎清時。水干。初參。葛袴。鎌田次郎兵尉行俊。布衣。行忠人道。衣袴重番。數三百落中。薩摩七郎左衛門尉祐能中計。

仁和寺三位。能清朝臣。範忠朝臣。範方等候見證。

抑今日。二條三品著燻白地鞞而宗教朝臣難申云。於此色者。日來不用之。如承元式者。著有文燻革也。頗不甘心云云。⁽¹⁴⁾

とあり、

此日の條で十六才になつた宗尊将軍が鞠の庭に立たれたことが初めて記されている。又、此日初めて参加した二條教定が白地の鞞を著したところ、難波宗教朝臣から、この色は日頃これを用いず、承元式のごときは文ある燻革を著するのであり、すこぶる甘心せずと非難された。この一事に依つても蹴鞠が極めて形式張り故実を重んじたかが理解されるであろう。

時頼は建長八年十一月二十二日に執權職を長時に譲渡し、翌日最明寺で出家したが、その後も隠然たる勢力を保持した一方、弓、鞠、競馬、相撲或いは詩歌、管絃等を友とした。

吾妻鏡正嘉二年七月四日の条に

今日。將軍家令始百日御鞠給。人數。

土御門中納言顕力卿

花山院宰相中將長雅卿

刑部卿宗教卿
上鞠

前兵衛佐忠時朝臣

刑部少輔教時

右馬助清時

上野五郎兵衛尉廣綱

同十郎朝村

賢寂申計¹⁵₁₆云云、

とあり、

同じく十一月十九日の条に

……將軍家百日蹴鞠御會被結願。花山院宰相中將。相州布衣。武州同。刑部少輔教時。越前守時弘。右馬助清時。遠江次郎時通已下數輩參候。¹⁷……

とあり、

両条ともに時頼の名は見られないが、引退したので幕府の公式の席には侍らなかつたものと思われる。更にこの日は次の執権相州政村。執権武州長時は名を連ねている。

吾妻鏡正元三年正月廿日の条に

今日。於御所中。被定置畫番衆。其内於壯士者。哥道蹴鞠管絃右筆弓馬鄧曲以下。都以堪一藝之輩。於時依可有御要。被定結番。去比御要之時。無人之間。殊以此御沙汰出來……度々被仰合相州禪門。治定云云。¹⁸…
とあり、

結番を定めるに当り、時頼入道に仰せ合せられ、治定したとあり、時頼引退後の力を証するものである。尚結番の内に蹴鞠も含まれており、将軍家の好みにも依るが、又、盛んでもあり重要視されていた証左といえる。

吾妻鏡文應二年正月十日の条に

今日。御所御鞠始也。廷尉三人列入數。所謂出羽大夫判官行有。下括。^{上野}大夫判官廣綱。上括。^{足利}大夫判官家氏等也。
爰刑部卿傾申云。上括雖有邂逅之例非吉事。尤可有斟酌云云。而二條少將雅有申云。如承元二年十二月二日雅經卿記者。頼時白襖袴上括。凡檢非違使上括事非常儀。蹴鞠之時無憚歟。後白河院御時。綱頼。知康上括。當院御時。一腐判官重輔同又上之。然者有何事哉云云。是則出羽者就難波之訓。上野。足利者。隨二條之説。二人長者。根元雖受一流之口傳。枝葉勘出兩様之故實者歟。其邪正人難弁之云云。¹⁹

とあり、

上括か、下括かについて当時鎌倉に於ける蹴鞠の最高権威者、難波宗教朝臣と二條少將雅有の意見が対立したことを見し、基は一つの口伝を受くといへども、枝葉になると両葉の故実を勘へ出すものかと批判している。この条に見る如く、蹴鞠は故実を極めて重んじ窮屈なものにしてしまったので、一定の形式から一歩も出ることを得ず、後世一般大衆のものとして発展しなかつた根本要因が、ここにもあつた。

吾妻鏡弘長元年七月十二日の条に

將軍家御騎馬。入御最明寺第。覽弓鞠競馬相撲等勝負。亦管絃詠歌以下有御遊宴等云云。²⁰

とあり、

宗尊將軍が時頼亭にて弓鞠競馬相撲等を覽られ、又、管絃詠歌以下の遊宴のあつたことを記しており、時頼引退後の隠然たる勢力と優雅な生活の一端が窺える。

時頼の運動能力については

吾妻鏡嘉禎三年八月十六日の条に

將軍家御參宮。大夫判官景朝。東帶。伊豆判官賴定^{布荷}等供奉。被行馬場儀之間。北條五郎時頼主被射流鏑馬。佐渡前司基經以下五位流鏑馬。的立役河津八郎左衛門尉尚景。佐々木七郎衛門尉氏綱以下。衛府爲十列。競馬十番役。行粧各極花美云云。依別御願。及此結構⁽²¹⁾云云。

とあり、

時頼は祖父泰時の特別の計いと思われるが、僅十才の年少で当代一流の射手と共に鶴岳八幡宮放生会の流鏑馬出場者の一人として選ばれた。勿論将来の有力な執権候補ではあり、泰時が大いに期待していたという関係によるが、不様な事では却って物笑いの種となる丈なので、十才にしては立派な射芸を身に付けていたと思われる。従つて其の運動能力は可成り優れていたであろう。蹴鞠の実力については格別の記録は無いが、前掲建長四年四月廿四日の条に依れば此日錦革鞍を用いているところから、先ずは高足の部類であったと推定される。

吾妻鏡弘長三年正月十日の条に

爲和泉前司行方奉行。被定旬御鞠之奉行。皆是所被撰堪能也云云。

正月 四月 七月 十月

上旬

冷泉中将降茂朝臣 右馬助清時

出羽前司長村

中旬

		越前夕司時廣	中務權少輔重教
備中守行有	下旬		
足利大夫判官家氏	武藏五郎時忠		
下野左衛門尉景綱			
二月 五月 八月 十一月			
	上旬		
二條少将雅有朝臣	刑部少輔時基		
後藤壹岐前司基政			
	中旬		
彈正少弼業時	越後四郎顯時		
佐渡大夫判官基隆			
下旬			
左近大夫將監時村	三河前司賴氏		
周防左衛門尉忠景			
三月 六月 九月 十二月			
	上旬		
二條侍從基長			
相模三郎時輔			

佐々木豈岐前司泰綱

中旬

中務權大輔教時

秋田城介泰盛

信濃判官時清

下旬

左近大夫將監公時

木工權頭親家

城四郎左衛門尉時盛²²

とあり、

奉行行方を始め堪能の者二十八名の氏名が挙げられており『皆是所被撰堪能也云云。』とあるところより、堪能な者丈でも二十八名が数えられ、鞠足が多数であったことが知られる。旬鞠の記録として、年間計画を氏名を挙げて記したもののは、これより以前、その例をみない。

傀儡執権に過ぎなかつた長時は文永元年八月十一日に病死、当然、時宗が執権に就任すべきであったが、若年の為すでに六十才の政村が暫定的処置として執権に就任した。

吾妻鏡文永二年正月十五日の条に

……今日御鞠始。將軍家令立御薄香狩衣。土御門大納言。布衣。二條三位教定卿。布衣。同少將雅有朝臣布衣。上鞠一足。中務權大夫輔教時。越前々司時廣。右馬助清時。木工權頭親家。備中守行有。武藤左衛門尉賴泰。加藤左衛門尉景経。鎌田次郎左衛門尉行俊。内記左衛門尉。同兵衛三郎。已上布衛。凡十六人也。²³ ……
とあり、

宗尊親王將軍は鞠の庭に立たれたが、執權村は齡すでに六十一才肉体的に無理であった為か、その名を見ない。和歌にも長じ、京都にも滞在した政村は、京都の公卿達とも交流があった文化人で、蹴鞠も京都仕込みの洗練されたものであったと思われる。

宗尊將軍は殊に和歌に長じ統古今和歌集に六十七首が撰せられ、親王の作品が最も多かつた程の歌人であったが、前將軍達と同様、傀儡に過ぎない自身を自覚し、和歌、蹴鞠等に、せめてもの慰を求めたものであろう。宗尊將軍の鞠の記は吾妻鏡に数多く見られる。

宗尊將軍は文永三年七月四日謀叛の口実のもとに越後人道勝圓の佐介の邸へ移されるとともに帰洛の途につき、廿日には京都に到着している。何日に廃されたか記録には明記されていないが、六月廿日の時宗邸での秘密會議によつてであろう。そして北条氏は後継將軍として僅三才の宗尊親王の第一王子惟康王を迎立することに決し、七月廿四日將軍宣下が行われた。第七代將軍である。

尚、鎌倉に於ける蹴鞠の記録の最後のものとして、

吾妻鏡文永三年三月廿九日の條に

……此間。刑部卿宗教朝臣就蹴鞠吏。作一卷勘狀。將軍家密々被召出覽之。是去文應二年正月十日御鞠始之日。當職廷尉出羽行有。上野廣綱。足利家氏等列其庭。廣綱。家氏上括之間。此朝臣當日頻傾申之處。同八月十九日旬御鞠。廣綱重上之。而經年序之訖。見其三輩之吉凶。比彼數代之例證。故草之云云。載于狀之趣者。蓬宮仙洞之間。云供奉臨幸之臣。云參候蹴鞠之輩。專禮之時。先上括之儀。淳和天皇御宇天長元年。被始置使廳以降。爲廷尉者。天子昇霞。九重之廻祿騷動。獄舍巡見等日。依爲楚忽之儀上之。此外之時。上括之輩先規多以非吉吏。所謂後白河法皇御時安元治承之・比。康賴。信房上之。同意于成親卿之謀叛。共配流出家。壽永元曆之比。知康。光經上之。

光經者。木曾合戦。於其場失命。知康者。遂坐吏出家。順徳院御貶承久之比。康光。宗仲上之。同二年後鳥羽法皇熊野山臨幸之貶。光俊朝臣于貶輒上之。同三年洛中洪滅。彼朝臣。并康光。宗仲等果出家遁世。後堀河院御貶。繁茂。行綱。上之。天福元年有藻壁門院御吏。同二年鎌姑射山崩御。四條院御宇嘉禎之比。光業上之。无程出家早世。同仁治之比。行親。行盛上之。至尊晏駕。其後。行盛依准后吏出家。當代。知親上之。于貶寶治之曆果然胡寇從境起²⁴。云云。

とあり、

上括、下括について文應二年正月十日に難波宗教朝臣と二條少将雅有との間で争論があつたことは前述したが、宗教朝臣はこの事について自己の主張の正当性を主張する為、一巻の勘状を作製した。これを宗尊將軍は秘かに覽られた。が、それについての意見は述べていない。その内容は、あくまでも吉凶による判断主張であつて、蹴鞠技術上の事柄ではなく、今日のスポーツ観よりすれば、全く無意味な主張に過ぎない。併しこの条は当時の蹴鞠の権威者の考え方を知る好資料といえる。

注

(1) 黒板勝美編吾妻鏡第三（吉川弘文館） 昭和四九年 八九頁

一〇九頁

八八頁、八九頁

第二（吉川弘文館）七三五頁
第三（吉川弘文館）四一二頁

クククククク
四一三頁

第四（吉川弘文館）四四三、四四四頁

五一八頁

五一九頁

五六〇頁

〔13〕早朝、雨後等に懸木の露を払ったのに始まるが、後には形式化して蹴鞠会の一作法となり、公式の御会では早朝、雨後等に關係なく会の初めに行われたようである。

〔14〕黒板勝美編吾妻鏡第四（吉川弘文館）六三九頁

〔15〕上鞠が終った後、人々入り雜り、交互に員鞠が行われる習しであった。この時上げた鞠の数を数える役があつた。
『員鞠とは蹴上げて落とし、落としては蹴上げ、四十以上を続けて蹴った時は、数を詠う役の人が、まず数と高声に呼ぶ。その後六つか七つ蹴上げれば六十と呼び、又七つ七つ蹴上げれば七十と呼び、また六つか七つ蹴上げれば八十と呼び、又六つか七つ蹴上げれば九十と呼び、その数百に達すれば一層高く数を呼ぶ。以後百を重ねる毎に高声に数を呼び、一番多く蹴上げた者を勝とする。中間の数は口の中で数え、声を出さない。』（酒井欣著、日本遊戯史、一二三頁）

〔16〕黒板勝美編吾妻鏡第四（吉川弘文館）昭和四九年七〇三頁

七一〇頁

七二二頁、七二三頁

七八八頁

七七一頁

第三（吉川弘文館）二〇一頁
第四（吉川弘文館）八一四頁十八一六頁

八五五頁

八六九頁、八七〇頁

五、むすび

頼朝挙兵の一年程前に当る高倉天皇の御代、玉葉卷十七安元二年三月四日の条（前掲）にみた如く、後白河法皇五十才の奉賀の催物の一環として、正に蹴鞠史上かつて見ない盛大な会が催された。又、玉葉の筆者藤原兼実をして無双の達者なりと言わしめた刑部卿頼輔の如き人物も出現し、隆盛期への芽生を感じさせる。が、これが真に隆盛となつたのは鎌倉時代に入つてからである。

群書類從卷第三五三蹴鞠部上、後普光園攝政良基公記貞治二年御鞠記に『……後白河後鳥羽この道堪能にてありしかば。夫よりぞ道もいよいよさかりになり侍る。⁽¹⁾』とあり、

古今著聞集卷第十一、蹴鞠第十七

四一四 後鳥羽院を御鞠の長者と號し奉るべき由按察使泰通等表を奉る事

後鳥羽院は、御鞠無雙の御事なりけり、承元三年四月七日、此道の長者と號し奉るべきよし、按察使泰通卿、前陸奥守宗長朝臣、右中将雅經朝臣連署して表をたてまつりたり⁽²⁾

とあり、

御鳥羽院の如き『此道の長者と號し奉る』権力者にして蹴鞠の大家の出現によつて、正に全盛期を迎えた。

同じく古今著聞集卷第十一蹴鞠第十七

四一〇 侍従大納言成通の鞠は凡夫の業に非ざる事

侍従大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、彼口傳に侍は、まりを好てのち、かゝりの下に立事七千日、その中に日をかゝずとほす事二千日、其の間に病ある時は、臥ながら鞠を足にあて、大雨の時には大極殿

に行てこれをける。千日のはての日、引つくるひて、数三百あまりあげて、落ぬさきに、みずから鞠を取て、棚を二まうけて、一の棚には鞠を置き、一の棚にはやうくの供祭を色くにすべて、幣一本をはさみたつ。その幣を取て鞠を挾す。みな座につき、饗を居て勧盃あり。三獻の後、身の能を各たてまつる。五獻に事終て祿を賜。よろしき人には檀紙、薄様、侍の輩には裝束を給。⁽³⁾……とあり、

更に侍従大納言成道の如き古今の名手も出現した。成道卿は口伝日記を著し、後世蹴鞠の指針となつた。又、歌道の大庭藤原定家の息為家も家道を忘れ日夜蹴鞠に熱中し、定家をして家の滅亡⁽⁴⁾かとまで嘆かせた。

明月記建保元年五月十六日の条によれば

天陰、午後雨降、少將爲家近日日夜蹴鞠云々、遇兩主好鞠之日、愁爲近臣、依天氣之宜頗有得骨之沙汰、聞之彌爲幸、楚王好細腰之日、如宮中餓死人、不見一卷之書、七八歳之時、僅所讀蒙求百詠猶以廢忘、是皆一家不運之令然、魔縁積惡之祟也、慟哭而有餘、聞之獨悲、猶恨侍従大納言成通卿、末代之賢者、明經史之文、何好無益之鞠、遺其道之名譽、如長實卿素喰醉卿之輩尤可然、於彼卿可謂其恥耳、予天來胤子少、僅二人之男、已不書假名之字、家之滅亡兼以存眼、非分之近臣、即惡緣也、悲泣之餘注此事、爲後鑒也、謂其事即禁省鞠、而爲茂草之文、宜哉末代凌遲之期、此事之盛矣、⁽⁴⁾

とあり、

同じく建保元年閏九月三日の条には

天晴、少將今日朝夕兩度參院御方、御鞠云々、此間頻有褒美之仰云々、此事極存外也、予平生所思、皆以相違、是只運之拙也、樂天樂府之篇誠邊功生遲堪武藝、遂赴胡城、父子之所存、古今皆異、何爲乎、⁽⁵⁾

とあり

同じく建保元年閏九月四日の条に

天晴、少将又依召參御鞠云々、未時參院、御鞠之間也、上北面之輩、異口同音音響應此鞠、天下第一之體骨云々、不沙汰而不長此道は無極遺恨也、尤入心可練習事也、父子請歟之由有天氣云々、恐惶無極にや、雖何道、得其骨為上手ば、尤可謂面目歟、但不知案内事、不能口入之條、無計略事歟、爲之如何由、示左近了、心中所存、誠以無由、雖宗長雅經朝臣、得何益乎、此事入興ば、可招身不祥歟、是物惡之至、家之磨滅、可悲而有餘、御幸川崎、出御了、歸盧、此事入興之儀、廻案無其計、何爲乎^⑥、

とあり、

これ等の条々に見る如く、定家は『但不知案内事、不能口入之條、無計略事歟』と一応断書はしているが、蹴鞠について全く理解を示さず『得何益乎』とまで述べ、只管家道の滅せんことを心痛し、遂には蹴鞠名譽の人成道卿、宗長朝臣、雅經朝臣等をも誹謗している。

『不書假名之字、家之滅亡兼以存眼』とまで定家をして嘆ぜしめ、歌道を忘れたかの如き為家も三十六才頃より再び和歌の道に励み、続古今和歌集の撰者にもなった。一方蹴鞠に於ても一家をなし、御子左流の流祖となつた。

定家に誹謗された宗長朝臣は頼輔卿の孫で難波流の祖となり、雅經朝臣は宗長朝臣の弟で飛鳥井流の祖となつた。

古今著聞集卷第十一 足鞠第十七

四一二 安元御賀の時刑部卿頼輔賀茂神主家平に上鞠の故實を聴く事に

『安元御賀の時、三位頼輔、賀茂神主家平が家に向て「御賀の上鞠仕べきよし勅定あり。其間の子細、訓説をかうぶるべし」といはれければ、家平いはく、「鞠は仕候へども、御賀の鞠つかうまつる事、家に候はねば、故実申

がたく候。但常の老耄の人の、あげまりのていにこそ候はめ」と申けり。又被示云、「皮鞆をはきて、三足けんとおもうなり」。家平云、「斐東には鞆候。七十の後、三足の上鞠見苦候なん」と申。又被示云、「人をばしらず、我はさせんとおもふなり」。家平云、「さて、誰にか鞠をはゆずり給べき」。三品云、「小将泰通朝臣にゆずらんする也」。家平云、「その儀ならば、内々申させ給たるにや。」三品云、「其儀なくとも、なにくるしからん。淡路人道の弟子にて神主あり、神主の弟子に侍従大納言あり。大納言(8)の弟子に我あり。されば、その相違あるべからず」とぞいはれける。家平、「されども御文をつかはして、返事を取てもたせ給たらん、可然候なん」とぞいひける。⁽⁹⁾

とあり、

淡路人道盛長を宗とし、その弟子賀茂の成平、成道、賴輔と賀茂の師統を嗣ぎ、賴輔の孫宗長(兄)、雅経(弟)、によつて難波流(宗長)飛鳥井流(雅経)に分れた。賀茂神社では早くより蹴鞠が行なわれており、難波、飛鳥井の両家が宗家を立てる迄は賀茂の流れを以て祖流とした。その他に水無瀬家あり、水無瀬神社への奉獻の寺社鞠を興行する外は一切門人を取らなかつた。但し、賀茂の神人等の蹴鞠は地下の鞠として一段低く扱われたことは、御鳥羽院宸記建保二年四月二十六日の條に『令蹴鞠。依人數不足。清平光平春中等召加之。雖爲神官氏人。元來露拂之時參輩也。其外北面一兩人起之。下品鞠足等多起間。鞠無其興。』とあるにより、充分証せられる。

以上の如く鎌倉時代は日本蹴鞠の最盛期であり、その主流をなす京都では後鳥羽上皇を初め、前述の如く多くの名手が生じ、又、蹴鞠の宗家も確立し、鎌倉及び後世に大きな影響を与へた。

蹴鞠に長い伝統を持つ先進地の京貴族は後進地鎌倉の將軍、執權を初め、御家人、僧侶、神官等に取つては、所有文化と同じく、常に模範であり、指導的立場にあつたので、鎌倉の人々は良師を京に求めた。その結果、京都の蹴鞠が既に一定の形式のもとに統一され、枠組が不動のものとなつていた為、鎌倉に於ける独自性は全く見られず、總て

京都式の蹴鞠会が行われたに過ぎない。只異なるところは京都が貴族中心であつたのに鎌倉に於ては源家時代は専ら武士が中心であつたが、京都より將軍を迎えてからは、將軍に扈從せる京貴族と鎌倉武士の合同形が多くなつた。

鎌倉に於ける蹴鞠繁栄の因は、將軍では頼家、実朝、宗尊親王、北条氏一門では時連、時房、時頼を初めとする多くの愛好者が居たことに依ると思われる。

注

- (1) 塙保己一編群書類從、第十九輯（続群書類從完成会）昭和五三年 三七八頁
- (2) 島田勇雄 永積安明校注古今著聞集（岩波書店）昭和四九年 三三〇頁
- (3) ク
三三四頁
- (4) 藤原定家記明月記第二（国書刊行会）昭和四八年 二七四頁、二七五頁
- (5) ク
三一九頁
- (6) ク
- (7) 賀茂神社の神主賀茂成平
- (8) 成道
- (9) 島田勇雄 永積安明校注古今著聞集（岩波書店）昭和四九年 三三九頁
- (10) 宸記集上巻御鳥羽院宸記（藝林舎）昭和四九年 二三八頁